

**「5月6日の竜巻の被害に伴い労働保険料等の納付猶予を希望される事業主のみ
なさまへ」**

茨城労働局

災害によって事業財産に損失を受けたため、納期限内に労働保険料等を納付することが困難となった場合には、申請により一定期間その納付の猶予を受けることができます。

1 対象となる事業主

竜巻による被害により、事業の経営のために直接必要な財産（事業財産）に相当の損失（おおむね20%以上）を受けた事業主の方が対象になります。

2 対象となる労働保険料等

上記1の事業主の方のうち、損失を受けた日以後1年以内に納付する額が確定している労働保険料等の全部または一部が対象となります。

3 必要となる手続き

納付の猶予を受けるためには、茨城労働局又は所轄の労働基準監督署に「納付猶予申請書」及び「被災明細書」を提出していただく必要があります。

納付する額が確定していませんと申請はできませんので、必ず年度更新の申告（申告期間：6月1日から7月10日まで）を行った上で、申請を行ってください。

なお、年度更新の申告書の提出とともに納付猶予の申請を行うことも可能ですが、被害額が申告書の提出までに確定しない場合は、災害が止んだ日から2ヶ月以内に申請していただくことになります。

4 必要書類の入手方法

申請に必要な「納付猶予申請書」及び「被災明細書」は、茨城労働局又は県内の労働基準監督署にあります。

その他ご不明な点等につきましては、茨城労働局(029-224-6213)までご相談ください。

労働保険料等納付猶予申請書

労働保険特別会計歳入徴収官

〇〇労働局長 殿

平成 年 月 日

整理番号

A

申請者 住 所

事業 所 名

電話: ()-()-()-()

代表者職氏名

印

国税通則法第46条1項の規定により、下記のとおり労働保険料等の納付猶予を申請します。

①	平成 年度	厚生労働省 所 管	労働保険 特別会計	労働保険 番号	府 県	所 掌	管 轄	基 幹 号	番 号	枝 番 号	平 成 年 月 日
②	平 成 年 度	期	期	保 險 料 等 の 額	円			法 定 納 期 限	平 成		平 成 年 月 日
	平 成 年 度	期	期	保 險 料 等 の 額	円			法 定 納 期 限	平 成		平 成 年 月 日
	平 成 年 度	期	期	保 險 料 等 の 額	円			法 定 納 期 限	平 成		平 成 年 月 日
③	納付猶予を受けようとする 由										
④	平 成 年 度	期	期	猶 予 を 希 望 す る 額	円	全 部 ・ 一 部 (ど ち ら か に ○)	一 部 の 場 合	※ 猶 予 後 の 納 期 限	※ 平 成		平 成 年 月 日
	平 成 年 度	期	期	猶 予 を 希 望 す る 額	円	全 部 ・ 一 部 (ど ち ら か に ○)	一 部 の 場 合	※ 猶 予 後 の 納 期 限	※ 平 成		平 成 年 月 日
	平 成 年 度	期	期	猶 予 を 希 望 す る 額	円	全 部 ・ 一 部 (ど ち ら か に ○)	一 部 の 場 合	※ 猶 予 後 の 納 期 限	※ 平 成		平 成 年 月 日
⑤	財産の種類ごとの損失の程度及びその他の被害状況										

別添様式第2号「被災明細書」のとおり。

- 注 1. この申請書は、災害により事業財産に相当の損失を受けた事業主が労働保険料等の納付猶予の申請するときに、労働保険番号ごとに提出してください。
 2. ④の猶予を受けようとする労働保険料等について、全部か一部かどちらかを○で囲み、一部の場合はその金額を記入してください。 3. ④の※の欄は記入しないでください。

受付印

名 称

労働保険事務組合の

所在地

代表者氏名

印

